本会議 質問原稿

2018年11月13日

国民民主党 階 猛

1. 国民民主党の階猛です。ただいま議題となりました「出入国管理及び難民 認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案」に対し、国民民主党を 代表して質問します。なお、政府側の答弁が不十分な場合、再質問をさせ て頂きます。

さて、本法案は、今年6月に閣議決定された、いわゆる「骨太方針201 8」の「新たな外国人材の受入れ」の項目に記載された内容をほとんど変 えず、法律の形式に整えただけの手抜き法案です。

しかも、新たに設けられる在留資格である「特定技能」は、どんな業種で何人程度の外国人に付与されるのか、どの程度の専門性・技能があれば認められるのか、肝心な点が条文上明らかではありません。

これでは「特定技能」というより「不特定技能」です。本法案は、骨と皮だけで筋も通っていない「骨皮筋なし法案」だと言わざるを得ません。

本法案が肝心な部分を法務省令に白紙委任し、法案成立後に法務省が実質的な立法権を行使しようとすることは、国会を唯一の立法機関とする憲法41条に照らしてみても問題です。

文書の改ざんや隠蔽で国会を欺き、審議を空転させた安倍政権の国会軽視 の姿勢がここにも表れています。国会の権限を踏みにじる本法案について は、政府として原案の早期成立にこだわるべきではありません。総理の見 解を伺います。 (総理)

2. 「骨皮筋なし」の本法案につき、肉付けをし、血を通わせるためには、外国人を受け入れた後の生活支援が重要となります。外国人を単なる労働力として扱うのではなく同じ人間として扱い、日本人と共生して地域社会になじんでいける体制を整える必要があります。

そうでなければ日本人と外国人との間に心理的、物理的な障壁ができ、国 民の不安と不満が高まりかねません。また、そんな状況を放置すれば、将 来的には日本の経済界がいくら望んでも外国人の側が日本で働くことを選 択しなくなる時代が来るかもしれません。

その意味で、政府が年内にまとめるとされる「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の内容を充実させ、これを生かして政府は本法案を立案すべきでありました。そうしなかった理由につき総理の説明を求めます。(総理)

3. 「骨太方針」では、外国人労働者の受入れの前提条件として、「生産性向上や国内人材の確保のための取組(女性・高齢者の就業促進、人手不足を踏まえた処遇の改善等)」を行うことが明記されていますが、本法案では見当たりません。

こうした前提条件なしに外国人労働者を受け入れるならば、日本人の雇用 の機会が奪われたり、処遇に悪影響が及んだりする危険があります。骨太 方針の最も重要な骨が、本法案で欠落しています。 業種ごと、受入れ機関ごとに、外国人労働者の受け入れの可否や人数を定めるにあたり、生産性向上や国内人材確保の取組みを行ってきたかどうかを考慮するのか、総理の見解を求めます。(総理)

また、仮に考慮するとした場合、総理のお友達が優遇されるといった行政 手続きの公正さが損なわれる事態を防がなくてはなりません。権力者と業 界団体や個別企業等との癒着を防ぐため、業種ごと、受入れ機関ごとに、 外国人労働者の受け入れの可否や人数を判断する客観的・具体的基準を法 案の条文に明記すべきではないでしょうか、総理の見解を求めます。(総 理)

4. 外国人労働者の受入れ規模を単年度の「フロー」の数字で示すことは当然ですが、それだけでは足りません。生産年齢人口の推移、労働参加率の動向、AIやITによる省力化、行政サービスの供給能力も勘案し、中長期的な「ストック」、すなわち「特定技能」を含む就労可能な在留資格を有する外国人の総数の上限を政府として示すべきです。

政府は、「国民の人口に比して、一定程度の規模の外国人及びその家族を受け入れること」を移民政策の要件として掲げた上で、移民政策をとらないと明言します。ならば、将来的な外国人労働者の受け入れ総数の上限を示した上で、総人口に占める比率が低水準にとどまることを説明するべきです。

上限を示さないのであれば移民政策をとらないとは言えないのではないで しょうか。総理の答弁を求めます。 (総理) 5. 本法案施行後は技能実習生の多くが特定技能 1 号資格を取得し、日本で働き続けることが想定されます。本来、技能実習制度は、開発途上地域等への技能等の移転を図り、その経済発展を担う人づくりに協力することを目的にしています。

本法案により、技能実習制度を日本の人手不足解消のために利用可能とすることは、制度の目的、趣旨からかけ離れています。技能実習生が本国に戻って活躍する必要がなくなるのであれば、技能実習制度の意味がありません。

新たな外国人労働者の受入れ制度を始めるのであれば、技能実習制度を廃止すべきではないか。総理の答弁を求めます。(総理)

6. そもそも技能実習制度は、最低賃金法や労働基準法などの労働法令違反や セクハラ、パワハラなどの人権侵害により、技能実習生が劣悪な労働環境 を強いられている事例が多々あります。

今日も技能実習生の皆さんが傍聴に来られていますが、新たな外国人労働者の受入れ制度を始める前に、総理自ら技能実習生の声を聴くなどして現 状を把握すべきではないでしょうか。

そして、新制度で同様の問題が生じないような制度設計をするべきではないでしょうか。総理の見解を求めます。(総理)

7. 本法案で受け入れる外国人労働者には在留資格の範囲で転職の自由が認められる方針だと伺っています。転職によって都市部の待遇のいい企業に外

国人労働者が集中し、地方の中小企業の人手不足は解消しないように思えます。

外国人労働者の転職の自由と、地方の中小企業の人手不足の解消をどのように両立させるのか、総理の答弁を求めます。(総理)

8. 本法案の立法理由としては、人手不足の深刻化が挙げられています。他 方、政府は、次回10%への消費増税時には飲食料品や新聞などにつき税 率を8%に据え置く複数税率を導入しようとしています。

関係する業界の中小零細事業者については、区分経理や顧客対応などで事務負担が増え、必要な人手が増えます。これは人手不足の解消を図る方向性と矛盾しているのではないでしょうか、財務大臣の答弁を求めます。 (財務大臣)

9. 同じく、本法案の立法理由として人手不足の深刻化を挙げつつ、政府は、 外国人労働者の受入れ規模が決まる前から法務省に外局を設け、定員を大 きく増やそうとしています。

これは貴重な国内労働力を吸収することにつながります。人手不足の解消 を図る方向性と矛盾しているのではないでしょうか、法務大臣の答弁を求めます。(法務大臣)

10. 新たな外国人労働者の受入れ制度を開始する前に検討すべき論点は数 多くあります。本法案の審議は、法務委員会単独ではなく関連委員会との 合同審査を交え、丁寧に行うべきです。 政府提出の「骨皮筋なし法案」を短期間で手つかずのまま国会で成立させるようなことがあれば、国会議員が国民から職場放棄のそしりは受けることは免れないでしょう。

与野党の議員が知恵を出し合ってよりよい答え、新しい答えを作り出すべきです。政府としても、来年4月の施行にこだわる特段の理由はないはずです。最後にこの点について総理の見解を求め、質問を終わります。(総理)

以上